

## 医師国保の栞

広島県医師国保組合

電話(082)233-2424

# 平成12年中の医師国保保険料

区 分	保 険 料(1人当たり)			介護保険料(1人当たり)	
	月 額		年 額	月 額	年 額
	1月～3月	4月～12月			
第1種組合員 (医師)	16,000 <sup>円</sup>	15,000 <sup>円</sup>	183,000 <sup>円</sup>	1,800 <sup>円</sup>	16,200 <sup>円</sup>
第2種組合員 (従業員)	11,000	10,000	123,000		
家 族	8,000	7,000	87,000		

注) 介護保険料は40歳から65歳未満の方(「介護保険第2号被保険者」という。)に医師国保保険料と合算し、納付していただいております。4月以降この介護保険に該当・非該当になられた方にはその都度保険料変更通知書を送付しております。

なお、確定申告には「保険料納付証明書」の添付は不要ですが、都合で必要とされる場合は当組合迄、ご連絡ください。

## 平成11年10月から被保険者証の記号、番号が変わっております 保険証を確認され、レセプトは正しい記号、番号で請求してください

広島県医師国保組合では、平成11年10月の証更新時から、全ての被保険者証の記号番号を変更しておりますが、1年余を経過した現在、なお旧証の記号番号を記載し請求されたレセプトが多数見受けられます。

このレセプトは、業務処理の上で被保険者資格のない扱いとなりますので、当組合で正しい記号、番号を調査し、被保険者資格の確認を行っておりますが、大変な労力を費やしております。

診療の際には、新しい被保険者証を持参させ、正しい記号番号により請求いただきますようお願いいたします。

## 自家診療の取り扱いについて(お願い)

昨年、10月から老人保健の医療給付該当者に限って、自家診療分の請求制限について緩和を図り、投薬、注射、検査料等、診療報酬の一部の請求が容認されたところですが、一般被保険者の自家診療分についても、レセプト請求が多数、見受けられるようになりました。

一般被保険者の自家診療については、病状が重篤で緊急治療を要する等、特に自家診療を行う必要性があったものと理事会において承認された診療報酬以外は、なお従来と同様に請求を自粛していただくことになっておりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。